

川崎市子ども・若者の未来応援プラン

～未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき～

平成 30(2018)年度～平成 33(2021)年度



平成 30(2018)年 3 月

川 崎 市

はじめに



我が国の人口減少が進む中、本市は予測を上回る人口増が続き、平成 29（2017）年 4 月には 150 万人に達するなど、特に若年世代に「選ばれる都市」として進化を続けており、今後も当面の間、若年世代を中心とした人口増が続くことが見込まれています。

本市ではこれまでも保育所の待機児童対策や、中学校完全給食など、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての取組を重点的に進めてきました。

しかしながら、子ども・若者を取り巻く環境は、近年、複雑・多様化しており、児童虐待やいじめ、非行、ニート等の困難を抱える子ども・若者が増加しています。

また、子育てと社会参加の両立を目指す保護者の増加等に伴い高まる保育需要や、子どもの貧困対策等の新たな課題にも適切に対応していく必要があります。

子ども・若者及び子育てに関する支援の取組は、福祉・教育・保健・雇用等の多分野にまたがることから、分野間の横断的な連携を図っていくことが重要です。そのため、施策の総合的な推進を図るため、このたび、子ども・若者分野の 3 つの計画を一体化し、新たに「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定することとなりました。

今後も、子ども・若者が将来に夢と希望を持ち、すべての家庭が安心して子育てができ、子どもを育てる喜びを感じることができるまちづくりを目指して取組を推進していきますので、皆様のより一層の御理解と御協力をお願いします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なる御尽力をいただきました川崎市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見・御提言をお寄せいただいたすべての皆様に、改めて深く感謝申し上げます。

平成 30(2018)年 3 月

川崎市長 福田 紀彦

目次

【総論】

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の背景・趣旨	2
2 計画の位置づけ	5
3 計画の構成	12
4 計画の期間	13
5 計画の対象	13
6 各分野別計画のこれまでの取組状況等	14
第2章 子ども・若者や子育てを取り巻く状況	21
1 本市の社会状況	22
2 家庭の状況	29
3 地域の状況	35
4 子ども・若者の状況	36
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	46
2 基本的な視点	47
3 施策の方向性と展開	48

【各論】

第4章 計画の推進に向けた施策の展開	51
計画の施策体系図	52
施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	
施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進	55
施策2 子どものすこやかな成長の促進	63
施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上	75
施策4 子育てしやすい居住環境づくり	84
施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	
施策5 質の高い保育・幼児教育の推進	91
施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	112
施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	
施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	133
施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	147
施策9 障害福祉サービスの充実	158

第5章 子ども・若者を取り巻く個別課題への対応・・・・・・・・・・ 163

- 1 3つの課題から捉えた子ども・若者への対応について・・・・・・・・・・ 164
- 2 子どもの貧困対策の推進・・・・・・・・・・ 166
 - (1) 「川崎市子ども・若者生活調査」の実施
 - (2) 「川崎市子ども・若者生活調査」の分析結果のまとめ
 - (3) 子どもの貧困対策の基本的な考え方と方向性
 - (4) 子どもの貧困対策に関わる施策と取組の推進
- 3 児童家庭支援・児童虐待対策の推進・・・・・・・・・・ 186
 - (1) 児童家庭支援・児童虐待対策の推進に向けて
 - (2) 児童家庭支援・児童虐待対策の推進に向けた基本的な考え方
 - (3) 児童家庭支援・児童虐待対策に関わる施策と取組の推進
- 4 困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進・・・・・・・・・・ 209
 - (1) 困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進に向けて
 - (2) 困難な課題を持つ子ども・若者への支援に関わる施策と取組の推進

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市子ども・子育て支援事業計画）・・・・・・・・・・ 217

- 1 「子ども・子育て支援新制度」の概要・・・・・・・・・・ 218
- 2 「量の見込みと確保方策」について・・・・・・・・・・ 220
- 3 教育・保育の量の見込みと確保方策・・・・・・・・・・ 221
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策・・・・・・・・・・ 243

第7章 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・ 259

- 1 計画の推進に向けた社会全体での取組・・・・・・・・・・ 260
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・ 262
- 3 計画の推進体制・・・・・・・・・・ 263

資料編

- 1 計画策定の経過
- 2 川崎市子ども・子育て会議委員名簿
- 3 川崎市子ども・子育て会議条例
- 4 川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱
- 5 パブリックコメント実施結果（概要）

第1章

.....

計画の策定にあたって

1 策定の背景・趣旨

（1）計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行から、人口構造も変化しており、生産年齢人口の減少や地域社会の活力の低下などが、社会・経済に深刻な影響を与えるものと懸念されています。

また、首都圏等への人口の集中を背景とした都市化の進展は、「核家族世帯の増加」、「地域における人と人との関わりの希薄化」などを生んでおり、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境にも、大きな影響が及んでいます。

こうした社会・経済環境が大きく変化する中で、子どもや若者、子育て家庭の生活状況はこれまで以上に厳しさを増しており、社会の中で相対的に低い所得の水準で暮らす子どもの割合を意味する「子どもの貧困率」は、直近の調査ではやや改善したものの、依然として上昇傾向にあり、とりわけひとり親家庭の貧困率の高さは突出した状態にあります。

また、子育ての不安感や地域社会における子育て家庭の孤立などを背景に、児童虐待に関する相談対応件数は毎年増加し、また、不登校やいじめ、若者のひきこもりも深刻化するなど、子どもたちはストレスの多い環境の中で生きづらさを募らせていると考えられます。

こうした背景から、国においては、平成 15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備、家庭支援、雇用環境の整備などを進めるとともに、同年には、「少子化社会対策基本法」を制定し、少子化に対処するための総合的な施策の推進を図ってきました。

また、平成 22（2010）年4月には「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、全ての子ども・若者の成長・発達を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者やその家族を支援するため、同年7月には「子ども・若者ビジョン」を策定し、平成 24（2012）年8月には「子ども・子育て支援法」などのいわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成 27（2015）年4月からは、子ども・子育て支援新制度をスタートしました。

さらに、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成 26（2014）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

本市では、今後、更なる少子高齢化の急速な進展や人口減少への転換など、社会状況が大きく変化することが予測されています。

子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、子ども・若者が抱える課題は深化・複雑化しており、地域が子ども・若者や子育て家庭に寄り添いながら、子ども・若者の健やかな成長を支援し、地域社会全体が子育て家庭を支援することが必要となっています。

未来を担う子ども・若者が、夢や希望を抱き、一人ひとりが持つ力を活かして、社会の中で自立し主体的な人生を送ることで幸せが実感できるよう、ライフステージを通じた切れ目のない子ども・若者の育成支援や子育て支援を総合的に進めていきます。

（2）計画策定の趣旨

本市の社会状況や子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、平成 17（2005）年には、子どもの育成や子育てを社会全体で支援し、子育てに喜びや夢が持てるまちづくりを目指し、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画「かわさき子ども『夢と未来』プラン」を策定しました。

また、児童虐待のないまちづくりを推進するため、平成 24（2012）年 10 月には「子どもを虐待から守る条例」を制定し、平成 25（2013）年 3 月に「児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を定め、それに基づく取組の強化・充実を図るため、平成 26（2014）年 2 月に「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定しました。

平成 27（2015）年 3 月には、子ども・子育て支援新制度のスタートにあわせ、「かわさき子ども『夢と未来』プラン」の基本的な考え方を継承するとともに、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく法定計画として、それまで分野別に策定していた「母子保健計画」、「保育基本計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」を包含して、「子どもの未来応援プラン」を策定し、子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めてきました。

さらには、平成 28（2016）年 3 月には、子ども・若者を取り巻く社会環境の変化から、いじめ、不登校、非行、ひきこもりなど困難を抱えている子ども・若者やその家族を地域社会全体で見守り・支える取組等を進めるため、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく法定計画として「子ども・若者ビジョン」を策定し、子ども・若者の育成支援を推進してきました。

これらの子ども・若者や子育て支援施策に関する 3 つの分野別計画については、上記のとおり策定年度や制定経過等が異なるものの、平成 29（2017）年度においては、各計画の終了年等の節目となり、年度評価・総括評価等を踏まえた中間的な見直しや次期計画への改定について検討作業を進めてきました。

これまで、それぞれの分野別計画は、子育てする家庭や親子の視点、子ども・若者自身の育ちの視点から策定をしており、また、国の基本的な指針等の中で計画に盛り込むべき事項等が示され、それに従い必要となる事業等をそれぞれの計画に位置づけてきたところですが、事業等が重複する状況や同一事業等をそれぞれの計画ごとに重複して進行管理する課題が生じていました。

そのため、それぞれの分野別計画の改定・見直しにあたっては、こうした課題への適切な対応を図るため、3 つの計画を一体化することで、市民にとってより分かりやすい計画とし、福祉・教育・保健・雇用等、多分野に展開する子ども・若者及び子育て支援の効果的な推進と効率的な進行管理を進めていきます。

本計画は、子ども・若者及び子育て支援に関する施策の総合的な推進に向けて「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」、「子どもの未来応援プラン」、「子ども・若者ビジョン」を一体化するとともに、本市の社会状況や地域の実情に合わせながら、子ども・若者や子育て家庭への支援を推進するため策定します。

（参考）関係法令の基本理念と計画に関する条文

■次世代育成支援対策推進法（抜粋）

第3条（基本理念）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

第8条（市町村行動計画）

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

第2条（基本理念）

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

第2条（基本理念）

子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

第9条（都道府県子ども・若者計画等）

都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

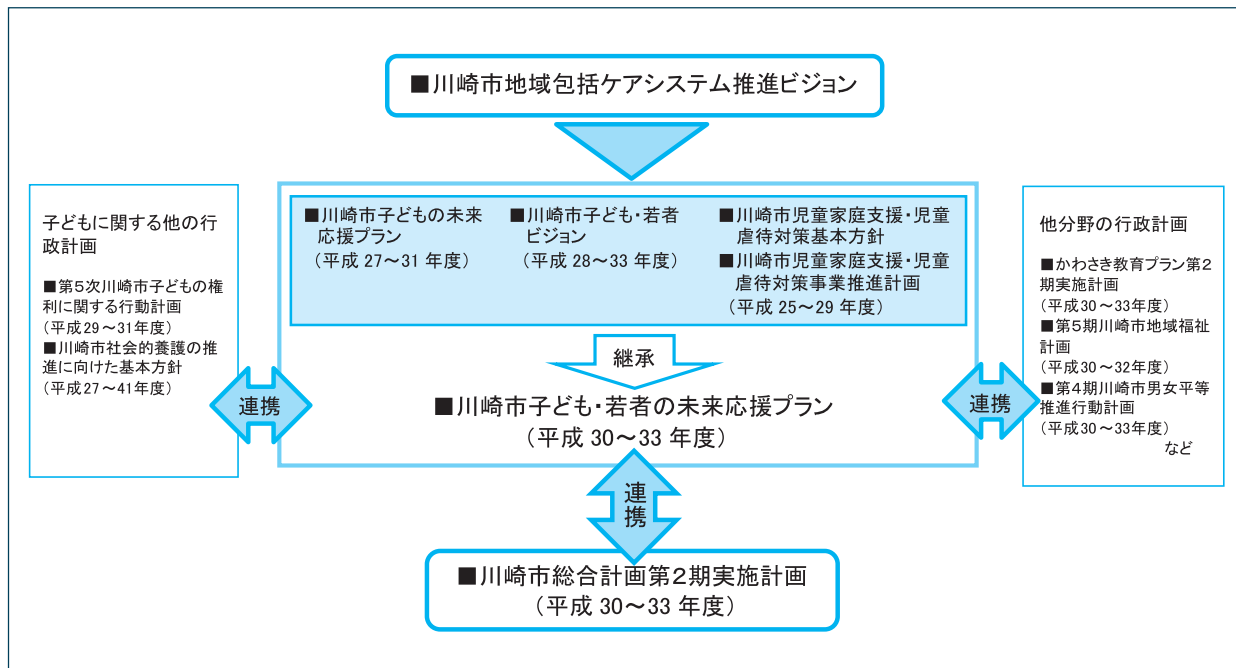
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの未来応援プラン」（市町村子ども・子育て支援事業計画等）と、「子ども・若者ビジョン」（市町村子ども・若者計画）、「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」について、各計画の基本的な考え方等を継承し、一体化した計画として策定します。

また、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の理念のもと、「川崎市総合計画第2期実施計画」との連携を図るとともに、子どもに関する他の行政計画や、関連する他分野の行政計画とも連携しながら、子ども・若者や子育て家庭への支援の総合的な推進を図ります。

◎計画の相関図



【「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」との関連】

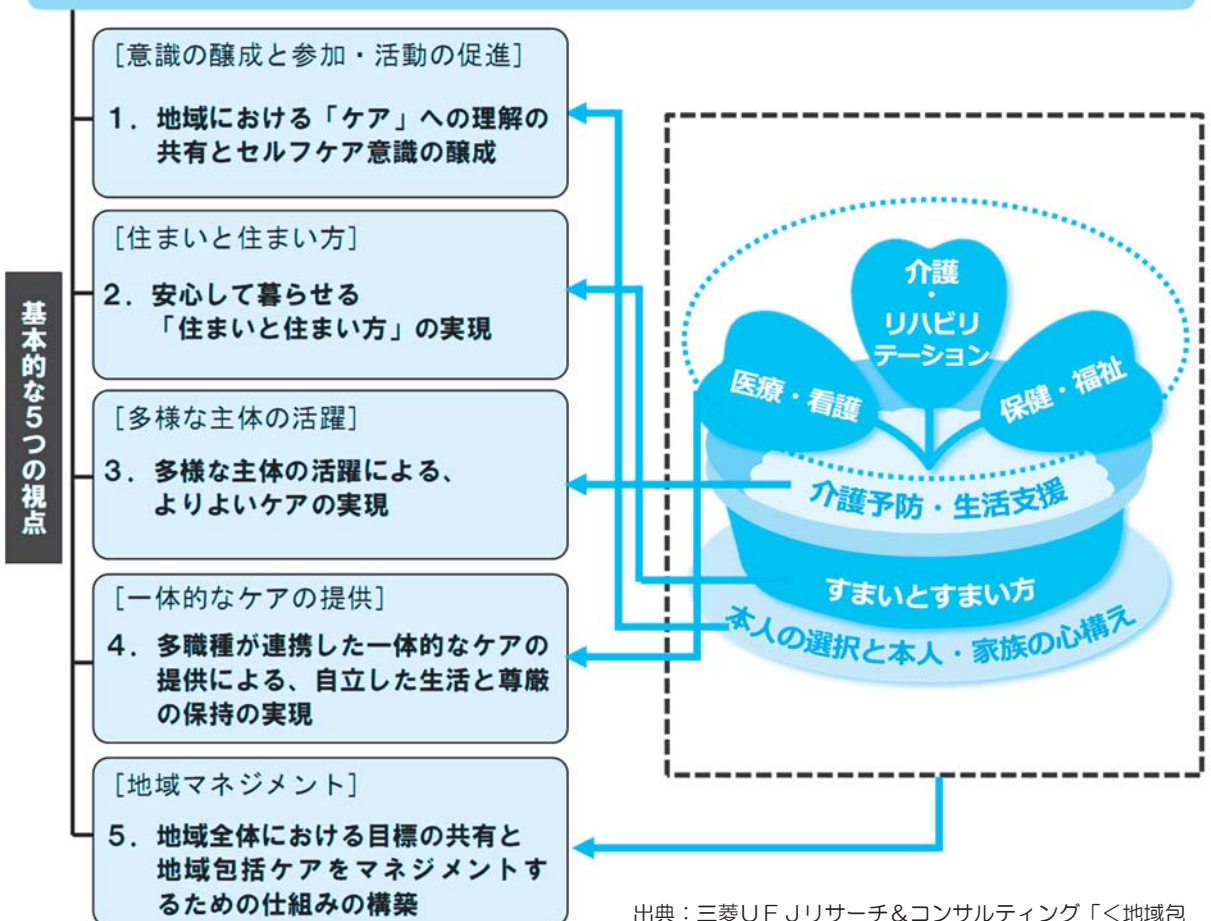
本市では、「高齢者をはじめ、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含めた全ての地域住民を対象として、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざし、時代や社会状況に応じて常に進化した取組を進めていく」ことを目的に、平成27（2015）年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（以下「推進ビジョン」という。）を策定しました。推進ビジョンは、個別の行政計画の「上位概念」として位置づけられており、推進ビジョンの考え方を踏まえて、本計画を推進していきます。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～

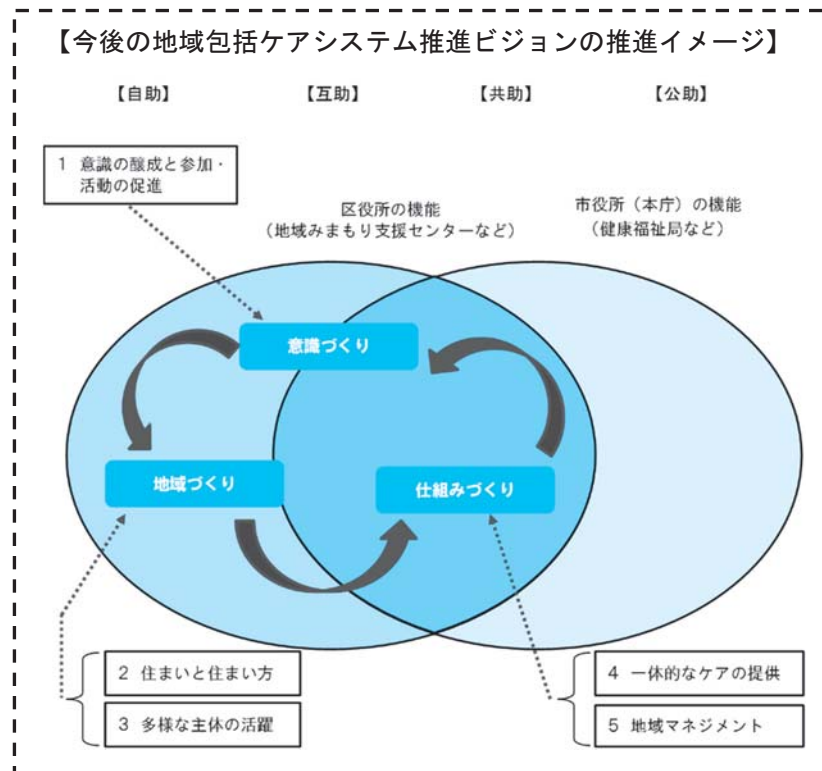
基本理念

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による
誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成

さらに、本市においては、行政機関として、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市的な調整を図り調和のとれた施策を展開していることから、地域福祉の推進を含めた地域包括ケアシステムの構築に向けて、それぞれの適切な役割分担により、一体的に取り組むを推進します。その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づくり」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築を目指します。



＜地域共生社会の実現に向けた国の動向＞

我が国においては、これまで公的な福祉サービスが、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展を図ってきました。しかしながら、各種制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の施策展開だけでは対応が難しい面が表出しています。こうした中で、平成28（2016）年6月に、誰もが生きがいを感じられる全員参加型の社会を創ることをめざして、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が掲げられています。

＜本市の地域包括ケアシステムの推進＞

本市においては、国の「地域共生社会」の実現に向けた取組に先駆けて推進ビジョンを策定し、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざした取組を進めていることから、引き続きこの取組を継続していきます。

【「川崎市子どもの権利に関する条例」との連携】

市は、平成13（2001）年に「川崎市子どもの権利に関する条例」（以下「子どもの権利条例」という。）を施行しました。子どもの権利条例は、平成元（1989）年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」に基づく国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例で、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるためのものです。

市は、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図るために、子どもの権利条例第36条に基づいて、「子どもの権利に関する行動計画」を策定しています。

本計画においても、子どもの権利条例に定められた基本理念を踏まえて、「子どもの権利に関する行動計画」との連携を図りながら、施策の推進を図ります。

＜子どもの権利条例の6つの基本理念＞（条例前文）

（1）子どもは、それぞれかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である。

子どもの権利条例策定時に川崎子ども集会代表者会議によって出された川崎子ども集会アピールである「一人ひとりの違いが個性として認められ、自分が自分であることを大切にしてほしい」、「子どもをおとなより下の存在としてではなく、一人の人間として平等にみてほしい」という願いが反映されたものとなっています。

（2）子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもの権利条約では、子どもを「保護される対象（客体）」から「権利を行使する主体」として「子ども観」を転換しており、子どもの権利条例においてもこのことを基本としています。そして、子どもの権利を「子どもの最善の利益の確保」、「差別の禁止」、「子どもの意見の尊重」といった国際原則の下で、子どもにとってなくてはならないものであるとしています。

（3）子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。

子どもの権利が守られ、行使されて初めて実現される「豊かな子ども時代」について触れています。さらに、条例制定時の議論の中で大きな関心を集めた「権利の相互尊重」については、子どもたちからの要望を入れる形で位置づけられました。

（4）子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。

児童憲章では、子どもは「社会の一員」として重んぜられるとしていますが、子どもの権利条例においても、現在の社会に生きる同じ人間同士という視点で子どもと大人の対等性を表現しています。

（5）子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている。

条約が重視する世界中の子どもの権利保障に向けて、本市における子どもの役割を表しています。

（6）市は、子どもの権利が保障されるよう努める。

「子ども最優先」という国際原則を踏まえた、市による子どもの権利保障の取組の重要性を示しています。市は、それぞれの子どもにとって必要な権利が保障されるよう施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

＜大切な7つの子どもの権利＞

自分らしく育ち、学び、生活していくために大切な子どもの権利を7つの柱にまとめています。

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| （1）安心して生きる権利（第10条） | （2）ありのままの自分である権利（第11条） |
| （3）自分を守り、守られる権利（第12条） | （4）自分を豊かにし、カづけられる権利（第13条） |
| （5）自分で決める権利（第14条） | （6）参加する権利（第15条） |
| （7）個別の必要に応じて支援を受ける権利（第16条） | |

＜第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画＞ 平成29(2017)年度～平成31(2019)年度

子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図るために策定した本計画では、条例の基本理念を踏まえ、次のとおり3つの基本目標と5つの施策の方向、24の推進施策を配置しました。また、特に重点的に取り組むものとして3つを位置づけています。この体系に基づいて、子どもの権利を保障する施策を推進します。

基本目標(1)
子どもの安心と
自己肯定感の向上

基本目標(2)
子どもの意見表明
・参加の推進

基本目標(3)
子どもにやさしい
まちづくりの実現

施策の方向Ⅰ

広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

【推進施策】

- (1) 子どもの権利に関する広報（第5、6条）
- (2) 子どもの権利学習（第7条）
- (3) 市民活動団体との連携・支援（第8条）

施策の方向Ⅱ 個別の支援

【推進施策】

- (4) 個別の必要に応じた支援（第16条）
- (5) 共生社会に関する理解の促進（第16条）

施策の方向Ⅲ

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

【推進施策】

- (6) 親等による子どもの権利保障の支援（第17条）
- (7) 子どもの養育の支援（第18条）
- (8) 子育てしやすい環境づくり（18条）
- (9) 親等による虐待・体罰の防止及び救済等（第19、20条）
- (10) 育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理（第21、22条）
- (11) 育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等（第23条）
- (12) 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等（第24条）
- (13) 育ち・学ぶ施設における個人情報の管理（第25条）
- (14) 地域における子育て及び教育環境の整備等（第26条）
- (15) 子どもの居場所の確保（第27条）
- (16) 地域における子どもの活動の支援（第28条）

施策の方向Ⅳ 子どもの参加

【推進施策】

- (17) 子どもの参加の促進（第29条）
- (18) 子ども会議の開催と支援（第30条）
- (19) 地域における子どもの参加活動の拠点づくり（第31条）
- (20) 自治的活動の奨励（第32条）
- (21) より開かれた育ち・学ぶ施設（第33条）
- (22) 子どもの意見の尊重（第34条）

施策の方向Ⅴ 相談及び救済

【推進施策】

- (23) 人権オンブズパーソンによる相談・救済（第35条）
- (24) 関係機関と連携した相談・救済等（第35条）

＜重点的取組＞

- 1 子どもへの切れ目のない支援の取組
- 2 困難を抱える子どもを支援する取組
- 3 子どもの居場所を支援する取組

【「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第2期実施計画」との連携】

本市の教育分野の基本計画である「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン（以下「教育プラン」という。）」では、今後、教育が果たすべき役割や未来への普遍的な願いを考慮し、基本理念を「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」と定めています。

教育プランに掲げる教育の指針となる考え方は、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」における、特に学齢期以降の施策の推進と非常に関連が大きいものであり、教育プランとの連携を強化し、取組を進めていきます。

＜「教育プラン」の概要＞

＜基本理念＞

ゆめ きぼう いだ い じんせい おく いしずえ きず
 夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

＜基本目標＞

<p>じしゅ じりつ 自主・自立</p>	<p>変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと</p>
<p>きょうせい きょうどう 共生・協働</p>	<p>個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと</p>

＜教育プランの第2期実施計画の基本的な考え方＞

平成 27（2015）年 3 月に第 1 期実施計画を策定してから 3 年間に経過し、この間、学習指導要領の改訂や国における教育振興基本計画の見直し等、本市をめぐる社会状況は変化を遂げてきました。

これまでの取組を着実に継承するとともに、さらに発展させ、教育施策を総合的かつ計画的に推進し、教育プランの基本理念及び基本目標を実現するため、今後 4 年間（平成 30（2018）年度から平成 33（2021）年度まで）の取組内容を、8 の基本政策、19 の施策、46 の事務事業に体系的に整理した「第 2 期実施計画」を策定しました。

＜第2期実施計画の政策体系＞

★重点事業に位置づける事務事業

基本政策	施策	事務事業
Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる	1 キャリア在り方生き方教育の推進	1 キャリア在り方生き方教育推進事業 ★
		Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす
		1 学力調査・授業改善研究事業 ★
		2 きめ細やかな指導推進事業 ★
		3 英語教育推進事業 ★

基本政策	施策	事務事業	
Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	1 確かな学力の育成	4 理科教育推進事業 ★	
		5 小中連携教育推進事業	
		6 学校教育活動支援事業	
	2 豊かな心の育成	1 道徳教育推進事業	
		2 読書のまち・かわさき推進事業	
		3 子どもの音楽活動推進事業	
		4 人権尊重教育推進事業	
		5 多文化共生教育推進事業	
	3 健やかな心身の育成	1 子どもの体力向上推進事業	
		2 健康教育推進事業	
		3 健康給食推進事業 ★	
	4 教育の情報化の推進	1 教育の情報化推進事業	
	5 魅力ある高等学校教育の推進	1 魅力ある高校教育の推進事業	
	Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	1 共生社会の形成に向けた支援教育の推進	1 特別支援教育推進事業 ★
			2 共生・共育推進事業
3 児童生徒支援・相談事業			
4 教育機会確保推進事業			
5 海外帰国・外国人児童生徒相談事業			
6 就学等支援事業			
Ⅳ 良好な教育環境を整備する	1 安全教育の推進	1 学校安全推進事業	
	2 安全安心で快適な教育環境の整備	1 学校施設長期保全計画推進事業 ★	
		2 学校施設環境改善事業 ★	
		3 学校施設維持管理事業	
	3 児童生徒増加への対応	1 児童生徒増加対策事業	
Ⅴ 学校の教育力を強化する	1 学校運営体制の再構築	1 学校業務マネジメント支援事業 ★	
	2 学校運営の自主性、自律性の向上	1 地域等による学校運営への参加促進事業	
		2 区における教育支援推進事業	
		3 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	
	3 教職員の資質向上	1 教職員研修事業	
		2 教職員の選考・人事業務	
3 教育研究団体補助事業			
Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める	1 家庭教育支援の充実	1 家庭教育支援事業	
	2 地域における教育活動の推進	1 地域における教育活動の推進事業	
			2 地域の寺子屋事業 ★
Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる	1 自ら学び、活動するための支援の充実	1 社会教育振興事業 ★	
		2 図書館運営事業	
	2 生涯学習環境の整備	1 生涯学習施設の環境整備事業 ★	
		2 社会教育関係団体等への支援・連携事業	
Ⅷ 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくりを進める	1 文化財の保護・活用の推進	1 文化財保護・活用事業	
		2 橋樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 ★	
	2 博物館の魅力向上	1 日本民家園管理運営事業	
		2 青少年科学館管理運営事業	

3 計画の構成

本計画の構成と内容は、次のとおりです。

第1章 計画の策定にあたって

計画策定にあたっての基本的事項として、策定の背景・趣旨や計画の位置づけ、計画の期間や対象、統合する各分野別計画のこれまでの取組状況等について記載しています。

第2章 子ども・若者や子育てを取り巻く状況

国・市の統計や各種調査の結果等をもとに、本市の社会状況や地域の状況、子ども・若者や子育てを取り巻く状況等について記載しています。

第3章 計画の基本的な考え方

本市が目指す「子どもを産み、育てやすいまち」の実現に向けて、計画の基本理念や基本的な視点、施策の方向性等、計画の基本となる考え方について記載しています。

第4章 計画の推進に向けた施策の展開

計画の基本理念の実現に向けて実施する具体的な事業等について記載しています。

第5章 子ども・若者を取り巻く個別課題への対応

子どもの貧困対策の推進に向けて、子どもの貧困対策に関する本市の基本的な考え方に基づき、今後、強化していく取組を新たに位置づけます。

また、児童虐待対策の推進に向けて、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」及び同方針に基づく各施策を具体化する事業推進計画を継承し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応などの取組について記載しています。

さらに、「子ども・若者ビジョン」の重点アクションプランの取組を継承し、「安全・安心に関わる施策を推進し、未来を担う子ども・若者の命を守る」を視点として、特に重点的に取り組むべき取組について記載しています。

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(川崎市子ども・子育て支援事業計画)

子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育施設、地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」における、「量の見込み」（利用に関するニーズ量）と確保方策（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を記載しています。

第7章 計画の推進に向けて

計画の効果的・効率的な推進に向けた進行管理や推進体制等について記載しています。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 33（2021）年度までの4年間とします。

ただし、第6章については、国が「子ども・子育て支援法」等で定めた次期計画期間が、平成 32（2020）～36（2024）年度となることから、平成 31（2019）年度中に関連する内容について必要な見直しを行います。

5 計画の対象

本計画では、子ども・若者を次のとおり定義し、0歳から概ね30歳未満までを対象としますが、施策によっては、ポスト青年期までの40歳未満までを対象とするとともに、子育て家庭（妊娠・出産期を含む）についても対象とします。

【対象の定義】

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者も対象。

子ども・若者（青少年）：乳幼児期から青年期までの者。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。

※学童期は、小学生の者。

※思春期は、中学生から概ね18歳までの者。

※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合がある。

※青年期は、概ね18歳から概ね30歳未満までの者。

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者。

6 各分野別計画のこれまでの取組状況等

統合する3つの分野別計画について、これまでの取組状況等を取りまとめました。

計画名	基本理念・評価
川崎市子ども・子育て支援事業計画 「子どもの未来応援プラン」	<p>◆基本理念：「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」</p> <p>子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は、私たち誰もの願いです。</p> <p>この計画は、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくための環境づくりを推進するとともに、全ての子どもに良質な生育環境を保障していくことを目的としています。</p> <p><計画期間の中間評価></p> <p>平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの 5 年間に計画期間としており、平成 29（2017）年度に計画の中間評価を行いました。6 つの基本目標に基づく 143 の事業について、概ね目標を達成できたものと考えており、子育てを社会全体で支える環境づくりや乳幼児期の保育・教育の良質な環境づくり等を推進することができました。</p>
川崎市子ども・若者ビジョン	<p>◆基本理念：「川崎の未来を創る子ども・若者の育成」</p> <p>社会の希望であり「未来の力」である子ども・若者が、夢や希望を大切にし、あらゆることに挑戦ができ、学びや体験を通じて、自らの力で、未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付け、自信を持って社会に羽ばたくことができるよう、地域社会全体で子ども・若者を見守り、育てていくことをめざします。</p> <p><計画期間の年度評価></p> <p>子ども・若者ビジョンに基づく行動計画である平成 28（2016）年度のアクションプラン・重点アクションプランに関する年度評価を行いました。アクションプランに基づく 64 の事業と、重点アクションプランの 6 つの重点項目における取組について概ね目標を達成できたものと考えており、子ども・若者を見守り支える仕組みづくりや、複雑困難な課題を抱える子ども・若者への支援等を推進することができました。</p>
川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	<p>◆基本理念：川崎市子どもを虐待から守る条例第3条</p> <p>虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。</p> <p>子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。</p> <p>何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。</p> <p><計画期間の総括評価></p> <p>平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度までの 5 年間に計画期間としており、次期計画策定に向けた課題等の整理を含めて、平成 28（2016）年度までの 4 年間について総括評価を行いました。7 つの方針に基づく 72 の事業・取組について目標を概ね達成できたものと考えており、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、地域の関係機関との連携等を推進することができました。</p>

◇ 川崎市子ども・子育て支援事業計画「子どもの未来応援プラン」 ◇

＜6つの基本目標の主な取組状況及び今後の方向性等＞

No	目標	内容
基本目標1	子どもの権利を尊重する社会づくり	<p>主な取組状況</p> <p>■「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定しました。</p> <p>★「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」により、子どもの権利保障が総合的に推進されることを期待します。</p>
		<p>今後の方向性等</p> <p>■「川崎市子どもの権利に関する条例」の認知度の向上につながるよう、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進する「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づき、「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催や、広報資料の配布による子どもの権利についての普及・啓発を積極的に実施します。</p>
基本目標2	子育てを社会全体で支える環境づくり	<p>主な取組状況</p> <p>■子育て家庭への経済的支援のため、小児医療費助成制度の拡充を進め、子育て家庭への支援の充実を図りました。</p> <p>★プレパパ・プレママ学級や両親学級の実施、また地域とのつながりを作り安心して育児をするきっかけともなる、「こんにちは赤ちゃん訪問」の取組を評価し、さらに周知・充実していくことを望みます。</p>
		<p>今後の方向性等</p> <p>■子育て家庭への経済的支援のための小児医療費助成の拡充や、セミナーや広報活動を通じたワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行い、子育て家庭への支援の充実を図ります。また、地域子育て支援センターや、ふれあい子育てサポートセンターの運営を通して、地域が主体となった子育てを社会全体で支える環境づくりを推進します。</p>
基本目標3	乳幼児期の保育・教育の良質な環境づくり	<p>主な取組状況</p> <p>■高まり続ける保育需要に対応するため、計画を上回る保育所の新規整備や、川崎認定保育園・幼稚園等の既存施設の活用により受入枠を大幅に拡充しました。</p> <p>★保育所整備等による受入枠の拡充や、一時保育の充実等の多様なニーズへの対応は、乳幼児期の保育・教育の環境づくりについて一定の成果があると評価します。</p>
		<p>今後の方向性等</p> <p>■認可保育所の整備や認可外保育施設の入力の促進を図り、増加する保育需要の受け皿を確保するとともに、多様化する保育ニーズへの対応を図ります。また、保育士等の処遇改善の取組を進めるとともに、「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による潜在保育士の確保や、保育士宿舍借り上げ支援事業及び保育士資格の取得支援事業を実施し、受入枠拡大に伴う保育士の確保に努めます。</p>

★は子ども・子育て会議からの意見・評価です。

No	目標	内容
基本目標4	親子が健やかに暮らせる社会づくり	<p>主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「こども文化センター」の運営及び「老人いこいの家」との連携モデル事業実施により、子どもの多様な体験・活動などを通じた児童の健全育成を推進しました。 ★連携モデル事業により、多世代の交流促進に向けた取組が進められたことを評価します。
		<p>今後の方向性等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「こども文化センター」及び「わくわくプラザ事業」による地域での活動や、多世代交流、放課後の活動を通じた健全育成を進めていきます。 ■子どもの成長、育児等の保健情報について、母子保健情報システムを用い、乳幼児健康診査を通じた的確な相談支援の充実や、未受診者への対応の強化を引き続き進めていきます。
基本目標5	子育てを支援する体制づくり	<p>主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ひとり親家庭に対する情報提供の充実や、母子・父子福祉センターにおける自立支援プログラム策定事業、日常生活支援事業を実施するとともに、各種給付金事業や就業相談、職業紹介まで一貫した就業支援サービスを提供しました。 ★ひとり親家庭に対する就業支援など、親の自立支援に向けた取組を進めるとともに、その周知を強化し一定のPR効果が見られたことを評価します。
		<p>今後の方向性等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ひとり親家庭に対する自立に向けた各種相談、生活・就労の支援などの取組を進めるとともに、必要な情報が届くよう、引き続き施策の周知強化に取り組みます。 ■各区地域みまもり支援センターや児童相談所等の関係機関、地域団体等が連携し、要保護児童等の早期発見や支援、児童虐待防止の活動に取り組む地域ネットワークを強化することにより、地域で子どもを見守り支える体制づくりを進めていきます。
基本目標6	子育てしやすいまちづくり	<p>主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子育てに配慮した構造、仕様のマンションを「子育て等あんしんマンション」として認定することにより、子育てに適した居住環境の整備を進め、また、公共機関等のバリアフリー化や、交通安全運動や交通安全教育等を通じ、子育てに配慮した生活環境の推進を図りました。 ★交通安全教室や、安全確保のための安全表示の設置など、交通安全に対する取組が引き続き推進されるよう、年齢・対象にあった内容での実施を期待します。
		<p>今後の方向性等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子育てに配慮した住宅の普及や、公共施設や歩行空間などのバリアフリー化を進めることで、子育てしやすい環境の整備を引き続き進めていきます。 ■PTA等が主体となり実施している「こども110番」活動を支援し、さらに青少年指導員の活動を推進することで、地域の中で子どもを見守り支える体制づくりを進めます。また、交通安全への取組についても、年齢・対象にあった取組を実行していきます。

★は子ども・子育て会議からの意見・評価です。

◇ 川崎市子ども・若者ビジョン ◇

＜アクションプランの主な取組状況及び今後の方向性等＞

No	方向性	内容
基本的な方向性1	地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみをつくる	主な取組状況
		<ul style="list-style-type: none"> ■こども文化センターと老人いこいの家の連携事業を6か所実施するなど、多世代の交流と地域社会全体で子ども・若者を育成する仕組みづくりに向けた取組を進めました。 ■地域の実情に応じて調整を進め、地域の寺子屋事業を平成28（2016）年度末までに30か所に拡充するなど、地域の教育力の向上に向けた取組を進めました。
		今後の方向性等 <ul style="list-style-type: none"> ■多世代交流の促進や地域の教育力の向上に向けた取組を進め、子ども・若者が安全で安心して過ごすことのできる居場所づくりと、地域の中で相互に支え合う仕組みづくりを進めます。 ■学校・家庭・地域・行政が相互に連携を図り、子育て支援や地域の教育力の向上を推進するとともに、地域の担い手の人材育成を進めます。
基本的な方向性2	すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する	主な取組状況
		<ul style="list-style-type: none"> ■保健師による乳幼児期の保健指導・育児支援、地域療育センターによる早期療育の推進とともに、学齢期の学校による健康教育の推進や特別支援教育の推進等、乳幼児期から学齢期まで成長・発達段階に応じた支援を行いました。 ■スクールソーシャルワーカー等を活用した専門性のある支援の推進やモデル校での検証を活かしたキャリア在り方生き方教育の推進とともに、教育の情報化の推進に向けて、「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」を策定しました。
		今後の方向性等 <ul style="list-style-type: none"> ■保健・医療・教育が連携を図り、人格や生活習慣を形成する乳幼児期から体も心も大人に移行していく学童期・思春期まで、子ども・若者の成長・発達段階に応じた切れ目のない支援を進めます。 ■社会人として自立して生きていくために必要な能力や態度、他者を思いやる心や自律心と豊かな人間性を育むために、児童生徒に対するきめ細やかな指導・相談・支援を進めます。
基本的な方向性3	困難を抱える子ども・若者を支援する	主な取組状況
		<ul style="list-style-type: none"> ■児童虐待防止センターや児童相談所における相談支援の実施、虐待通告への適切な対応とともに、民間法人による児童家庭支援センターにおいて、相談支援を実施しました。
		今後の方向性等 <ul style="list-style-type: none"> ■児童相談や社会的養護の充実により、児童虐待の未然防止・早期発見から、要保護児童の適切な保護など、子どもの最善の利益と安全の確保を進めます。

＜重点アクションプランの主な取組状況及び今後の方向性＞

No	項目	内容
重点項目1	子ども・若者の居場所の充実	主な取組状況 ■多世代交流の促進に向けたこども文化センターと老人いこいの家の連携事業を6か所実施するなど、地域社会全体で子ども・若者を育成する仕組みづくりを進めました。
		今後の方向性等 ■多世代交流の促進や地域の教育力の向上に向けた取組を進め、子ども・若者が安全で安心して過ごすことのできる居場所づくりと、地域の中で相互に支え合う仕組みづくりを進めます。
重点項目2	地域の見守り体制の強化	主な取組状況 ■青少年指導員の年齢要件の拡充やホットスポットパトロール等の取組、こども110番における見守りなど、子ども・若者の非行防止や犯罪の抑止に向けた取組を進めました。
		今後の方向性等 ■青少年指導員等による活動や地域教育会議を中心とした地域の教育力の向上に向けた取組を進め、地域の中で「お互いに見知った関係」を深めていく中で地域の活性化を図るとともに、日々の活動を通じた見守り体制の強化を進めます。
重点項目3	安全・安心な地域環境の整備	主な取組状況 ■防犯カメラについて、町内会等への補助制度の運用を開始するとともに、2か所の公園に防犯機能を有する施設管理用のカメラを7基試行設置し、運用を開始しました。
		今後の方向性等 ■防犯カメラ等の設置や、安全・安心まちづくり協議会における取組を進め、自主的な防犯活動の充実と犯罪の起きにくい地域環境づくりを進めます。
重点項目4	児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進	主な取組状況 ■児童虐待防止月間における取組や小学校・中学校・高校の児童生徒へのSOSカードの配布等を通して、広報・啓発を促進するとともに、小学生チームによる「オレンジリボン・ファミリーカップ」（フットサル大会）を開催し、いじめ・虐待防止の意識啓発を行いました。
		今後の方向性等 ■SOSカードや児童虐待ハンドブック等の配布やイベントの実施により、子ども・若者自身や保護者、関係機関職員等の意識啓発を進めます。
重点項目5	専門的支援ネットワークの構築	主な取組状況 ■多職種の専門職が連携した組織的対応に向け、区の職員を対象に研修を実施しました。 ■新たな取組として、子どもの虹情報研修センターに各区の要保護児童対策地域協議会のスーパーバイズを依頼し、実務者会議の充実を図りました。
		今後の方向性等 ■多職種連携の充実や医療機関との連携に向けた取組により、要保護児童対策地域協議会を中心とした地域の関係機関相互の連携強化を進めます。
重点項目6	専門的な児童支援の充実・強化	主な取組状況 ■児童虐待・非行児童等に対応するため、児童相談所の児童福祉司の増員を行いました。 ■児童家庭支援センターにおいて、育児支援活動や小学生のグループ活動を実施しました。
		今後の方向性等 ■児童相談所の体制強化や児童家庭支援センターにおける支援の充実により、虐待や非行等の未然防止・早期発見・重度化の予防等を推進するとともに、協定の適正な運用により、学校と警察の連携強化と非行防止、犯罪被害防止の対策を推進します。

◇ 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 ◇

＜7つの方針の主な取組状況及び今後の方向性等＞

No	方針	内容
方針1	地域での子育て支援の充実	<p>主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■53か所の地域子育て支援センターにおいて、子育ての孤立感、不安感等の軽減を目的として、子育てに関わる相談等、地域子育て支援事業を実施しました。 ■地域みまもり支援センターとして、関係部署等との連携を活用して、地域の子育て支援活動団体や機関等が情報を共有し、顔の見える関係づくりなど、地域活動の充実につながる仕組みづくりを展開しました。 <p>今後の方向性等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域における社会資源として、地域子育て支援センター等の相談機関における相談支援はもとより、地域の関係機関、団体、子育て自主グループ等での支援活動は大変重要であるため、引き続き、様々な活動の周知を行っていきます。 ■地域みまもり支援センターが、子育て支援活動に関わる関係機関や団体等で組織されるネットワーク会議において、継続的な情報交換等を通しマネジメント・コーディネートを実施していきます。
		<p>主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■母子健康手帳交付時における妊婦健康診査事業や地域みまもり支援センターが身近な相談場所であることの情報提供を通じて、ハイリスクケースの把握を行い、状況に応じて継続的な支援を実施しました。 ■毎年度、こんにちは赤ちゃん訪問はおよそ1,800件、新生児訪問はおよそ12,000件実施しました。訪問実施率も90%以上を確保しています。 ■川崎フロンターレホームゲーム最終戦での啓発、平成28年度には初の試みとして、小学生のチームを対象とした「第1回オレンジリボン・ファミリーカップ（フットサル大会）」を開催しました。 <p>今後の方向性等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■安心・安全な周産期を過ごすためにも、妊婦健康診査の受診、両親学級の受講などを積極的に利用できるよう、母子健康手帳交付時の情報提供を確実に実施していきます。 ■乳幼児全戸訪問事業等は、全ての家庭を対象としていることから、実施率向上に向けた取組を進めていきます。 ■普及啓発活動は、継続して実施することが重要であることから、様々な媒体等を活用し充実させていきます。
方針2	虐待の発生予防策の推進	<p>主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■乳幼児健康診査や育児相談を通して、児童虐待や発達障害の早期発見、早期対応につながるよう、未受診者の状況把握と支援を実施しました。 ■乳幼児健康診査のうち、3か月児・7か月児・5歳児の各健康診査を市内の医療機関に委託して実施するよう事業の再構築を行いました。 ■平成28（2016）年度に母子保健情報管理システムを導入し、情報が一元管理可能となり、健診未受診者の把握やフォローなどを迅速に行える体制を整えました。 ■支援を要する児童及びその家庭等について、各区実務者会議を中心とした、地域の関係機関等による地域のネットワークにおいて情報の共有等が図られました。 <p>今後の方向性等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■行政による支援が必要な妊婦を早期に把握し、継続的な支援を更に充実させていきます。 ■乳幼児健康診査の未受診者の把握は児童虐待の未然防止につながるため、母子保健情報管理システムを十分に活用し、迅速な対応が図られるよう職員の意識向上に取り組めます。 ■地域みまもり支援センターが中心となり地域の関係機関等との連携の充実を推進します。
方針3	早期発見・早期対応の充実	<p>主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■乳幼児健康診査や育児相談を通して、児童虐待や発達障害の早期発見、早期対応につながるよう、未受診者の状況把握と支援を実施しました。 ■乳幼児健康診査のうち、3か月児・7か月児・5歳児の各健康診査を市内の医療機関に委託して実施するよう事業の再構築を行いました。 ■平成28（2016）年度に母子保健情報管理システムを導入し、情報が一元管理可能となり、健診未受診者の把握やフォローなどを迅速に行える体制を整えました。 ■支援を要する児童及びその家庭等について、各区実務者会議を中心とした、地域の関係機関等による地域のネットワークにおいて情報の共有等が図られました。 <p>今後の方向性等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■行政による支援が必要な妊婦を早期に把握し、継続的な支援を更に充実させていきます。 ■乳幼児健康診査の未受診者の把握は児童虐待の未然防止につながるため、母子保健情報管理システムを十分に活用し、迅速な対応が図られるよう職員の意識向上に取り組めます。 ■地域みまもり支援センターが中心となり地域の関係機関等との連携の充実を推進します。

No	方針	内容
方針4	専門的支援の充実・強化	<p>主な取組状況</p> <p>■地域みまもり支援センターにおいては、多職種の専門性を活かした相談支援の充実が図られています。また、児童相談所においては、複雑多様化する相談内容に適切に対応するため、医師、弁護士などの専門家を含めた多職種による組織的な援助を実施することができました。</p> <p>◆要保護児童対策地域協議会連携調整部会でアセスメントの共有や重症度の確認を実施しました。</p>
		<p>今後の方向性等</p> <p>■多職種の専門職のチームにより適切な支援が実施されるよう取組を推進します。</p> <p>■平成28（2016）年改正児童福祉法に基づく共通リスクアセスメントツールの活用を検討を進めます。</p> <p>■迅速な対応を図る上で、児童相談所間のネットワーク化、要保護児童対策地域協議会を中心とした各区のネットワーク化は重要な課題でありシステムの導入を進めます。</p>
方針5	社会的養護の充実	<p>主な取組状況</p> <p>■市内初となる「児童心理治療施設」を整備し、平成27（2015）年10月に運営を開始しました。</p> <p>■平成29（2017）年度に市内6か所でショートステイ事業を開始し、円滑実施に向けた支援を行いました。</p> <p>■里親制度説明会・養育体験発表会の開催等により里親制度の普及啓発や登録数の増加を図りました。</p>
		<p>今後の方向性等</p> <p>■国における社会的養護のあり方等の検討状況を注視し、施策を推進します。</p> <p>■ショートステイ事業実施法人に対する支援を引き続き行います。</p>
方針6	地域連携・広域連携等の強化	<p>主な取組状況</p> <p>■毎年2回代表者会議を開催しました。また、随時議題等を見直し、各区実務者会議の活動状況の報告や関係機関が実施する活動内容の報告等、情報の周知・共有を行いました。</p>
		<p>今後の方向性等</p> <p>■引き続き、多様な機関等と協力関係を築き、要保護児童対策地域協議会の充実に努めます。</p>
方針7	人材育成の推進	<p>主な取組状況</p> <p>■児童相談所が実施する研修に地域みまもり支援センター職員が参加するなど、知識や技術等の習得に努めました。また、児童相談所と区の職員がグループワークを通して事例検討を行うなど、知識や技術の習得だけでなく、連携強化につながる取組も実施しました。</p>
		<p>今後の方向性等</p> <p>■児童福祉法に基づく専門研修の実施等、さらに専門職としての役割が果たせるような様々な機会を活用し、専門性向上のための研修等を推進します。</p>